

明石市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求の指定について

令和6年10月21日決定

次に掲げる審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定に基づき、明石市行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

- (1) 過去に先例となる答申が存在し、調査審議しても先例の答申と同様の結論となると見込まれるものとして、審査会会長が認める審査請求
- (2) 行政不服審査法第43条第1項第1号に規定する審議会等の議を経てされた処分（同号の規定に該当する処分を除く。）その他これに類する処分であって、審査会会長が公正かつ慎重な判断を行うための手続を経てされたと認めるものに係る審査請求